

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針（改訂版）

公立大学法人都留文科大学 新型コロナウイルス感染症等対策本部

令和2年7月28日制定 令和2年12月16日改訂

レベル	授業・教育活動	研究指導	学生の施設内立入	課外活動 (部活・サークル活動等)	窓口業務	学内会議	施設貸出	研究活動	学会・学外活動等
レベル0 平常時	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
レベル1 制限（小）	対面授業の実施を基本とする。	対面での研究指導を基本とする。	施設内の立入を可能とする。	活動を可能とする。	対面の対応を基本とする。	対面会議を基本とする。	施設の利用を可能とする。	研究室での研究活動を可能とする。	学会・学外活動を可能とする。（海外渡航については外務省の情報や渡航先の状況を十分に確認のうえ判断する）
レベル1.5 制限（中①）	対面授業を基本とする。必要に応じて遠隔授業を実施する。	対面での研究指導を基本とする。必要に応じて遠隔指導を併用する。	施設内の立入を可能とする。	大学が許可した活動のみ可能とする。	対面の対応を基本とするが、メールまたは電話を有効に活用する。	原則は対面会議にて行うが必要に応じてオンライン参加を可能とする。	人数等の制限をして施設の利用を可能とする。	研究室での研究活動を可能とする。	学会・学外活動を可能とする。（海外渡航については外務省の情報や渡航先の状況を十分に確認のうえ判断する）
レベル2 制限（中②）	遠隔授業を基本とする。必要に応じて対面授業を実施する。	対面での研究指導について可能とするが遠隔指導を推奨する。	大学が許可した一部施設のみ可能とする。	大学が許可した活動のみ可能とする。	対面を可能とするが、メールまたは電話を有効に活用する。	原則は対面会議にて行うが必要に応じてオンライン参加を可能とする。	人数等の制限をして施設の利用を可能とする。	研究室での研究活動を可能とする。	学会・学外活動を可能とする。（海外渡航については外務省の情報や渡航先の状況を十分に確認のうえ判断する）
レベル3 制限（大）	遠隔授業のみ実施する。	遠隔指導で実施する。	原則施設内立入禁止とするが、大学が許可した一部施設のみ可能とする。	活動禁止とするが、オンラインによる活動は可能とする。	対面では行わずメールまたは電話のみとする。	対面会議は必要最低限とし、オンライン会議またはメール会議で実施する。	外部貸出不可とする。	原則として在宅での研究活動とするが、研究準備等に必要の場合のみ研究室の利用を可能とする。	特に緊急性があると認められるもののみ、感染拡大防止に最大限の配慮をして可能とする。
レベル4 原則停止	遠隔授業のみ実施する。	遠隔指導で実施する。	全面禁止とする。	活動禁止とするが、オンラインによる活動は可能とする。	対面では行わずメールでの問合せのみとする。	オンライン会議またはメール会議で実施する。	外部貸出不可とする。	在宅での研究活動とする。	在宅で可能な活動のみとする。

## レベルと判断基準

※本指針は、今後の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行う場合があります。

レベル	判断基準
レベル0 【平常時】	
レベル1 【制限（小）】	富士東部圏域・県内他圏域または近隣都県で感染者は発生しているが感染拡大がみられない場合 など
レベル1.5 【制限（中①）】	富士東部圏域では感染拡大がみられないが県内他圏域または近隣都県で感染拡大に注意が必要である場合 など
レベル2 【制限（中②）】	富士東部圏域では感染拡大がみられないが県内他圏域または近隣都県で感染拡大がみられる など
レベル3 【制限（大）】	国の緊急事態宣言が発令され山梨県が対象地域に含まれる場合。都留市内での感染経路不明の感染者が多発している場合 など
レベル4 【原則停止】	国の緊急事態宣言により国や自治体による休校要請がある場合。学内で発生し感染拡大の恐れがある場合 など